

札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務

提案説明書

令和5年（2023年）7月  
札幌市スポーツ局スポーツ部

## 1 業務名

札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務

## 2 業務の背景・目的

本市では、令和4年1月に「札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点基本構想」を策定し、札幌ドーム周辺地域において、スポーツや集客交流産業の振興などに関わる「スポーツ交流拠点」の形成に向けた検討を進めている。

令和4年度には、必要な機能や拠点整備に係る事業手法等について明らかにすることを目的とする「札幌ドーム周辺地域におけるスポーツ交流拠点基本計画」（以下「基本計画」という。）の策定に向けた、検討業務（以下「過年度業務」という。）を実施したところ。

本業務は、基本計画策定にあたり、過年度業務の成果を踏まえ、スポーツ交流拠点のにぎわい創出や価値・収益性の最大化に向けた、必要な対応の考え方及び施設機能などについて、具体化を図ることを目的とする。

## 3 業務の内容

別紙1「仕様書（案）」のとおり

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

## 4 企画提案を求める項目

別紙1「仕様書（案）」を参照のうえ、下記項目について企画提案書等を作成すること。

### (1) 企業実績

- ・類似業務等実績

### (2) 業務実施方針

- ・業務スケジュール
- ・業務の実施体制
- ・業務従事者

### (3) 企画提案書

- ・交流拠点における必要機能・レイアウトの検討に係る重要と考える事項（最大3つまで）及びその対応方法について

- ・施設整備計画の検討に係る重要と考える事項（最大3つまで）及びその対応方法について
- ・コンテンツホルダーへのヒアリング方法について
- ・その他業務全体を通して考えられる独自提案

## 5 予算規模

28,000千円程度（消費税等相当額を含む）

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 6 業務委託期間

契約締結日から令和6年2月16日(金)まで

## 7 参加資格要件

### (1) 一般事項

札幌市の競争入札参加資格者名簿の大分類「建設関連サービス業」に登録されており、かつ、以下の要件すべてに該当するものに限る。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していない者であること。

ウ 会社更生法による更生手続開始の申立がない者又は民事再生法による再生手続開始の申立がない者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全ではない者であること。

エ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていない者であること。

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者に該当しない者であること。

### (2) 特記事項

参加者は(1)の要件に加えて、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- ア 過去 10 年以内に、収容人数 3,000 人以上の屋内競技施設に係る類似業務の受注実績があること。
- イ 本業務を統括する技術者に建築士法による一級建築士の資格を有する者を配置すること。
- ウ 本業務に従事する技術者に建築士法による設備設計一級建築士の資格を有する者を配置すること。

## 8 参加手続きに関する事項

### (1) 日程

日程は下記のとおり想定しているが、特別な事情の変化等が生じた場合は、日程や審査方法等を再検討する。

- ・企画提案の公募開始 令和 5 年 7 月 5 日(水)
- ・質問書の提出期限 令和 5 年 7 月 14 日(金)※
- ・質問書に対する回答 令和 5 年 7 月 21 日(金)
- ・参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限 令和 5 年 7 月 27 日(木)※
- ・一次審査(書類審査) 令和 5 年 7 月 31 日(月)
- ・最終審査(ヒアリング予定) 令和 5 年 8 月 3 日(木)

※提出期限については正午必着とする。

### (2) 企画競争の参加に必要な書類の入手方法

「15 問合せ先(事務局)」の HP アドレスにアクセスし、必要な書類のデータをダウンロードすることにより入手すること。

### (3) 守秘義務対象資料(過年度業務の成果品)の配布

#### ア 配布申請

様式 5 に必要事項を記載のうえ、事務局へ持参又は電子メールにより提出すること。  
配布方法については、配布申請の受付後に事務局より連絡する。

#### イ 配布申請期限

令和 5 年 7 月 14 日(金) 正午まで

### (4) 質問の受付及び回答

質問がある場合は、提出期限内に質問書(様式 1)を下記ウのメールアドレスに送信すること。

ア 質問受付期限

令和5年7月14日（金）正午まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp

※タイトルは、「(会社名)「札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務」質問書」とする。

(5) 参加意向申出書及び企画提案書等の提出について

ア 参加意向申出書

提出期限までに参加意向申出書（様式2）を事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

イ 企画提案書等

提出期限までに「4 企画提案を求める項目」と併せて別紙3「企画提案書等の作成について」に基づき作成し、事務局へ持参又は郵送（簡易書留）により提出すること。

## 9 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「札幌ドーム周辺スポーツ交流拠点基本計画追加検討業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「委員会」という。）の審査において、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

- ・別紙2「評価項目及び評価基準表」により、提出書類による書類審査を行う。
- ・一次審査通過の企画提案は5件程度とする。
- ・一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・応募件数が5件程度以下の場合是一次審査を省略し、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

- ・一次審査を通過した企画提案者に対し、別紙2「評価項目及び評価基準表」によりヒアリングによる審査を行う。

- ・出席者は総括責任者を含め、最大3名までとする。
- ・ヒアリングは1社（者）約30分（説明15分、質疑15分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変わる可能性がある。）
- ・説明については、企画提案書に基づいて行うこととし、資料の配布及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。
- ・最低基準点は、委員会各委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割とし、最も点数の高い企画提案者を契約候補者として選定する。
- ・採点と同点の場合は、別紙2の審査項目における「3. 企画提案書」の評価が高いものを契約候補者として選定する。「3. 企画提案書」が同点の場合は、委員会の協議により選定する。
- ・なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば、最も優れた企画提案者として選定する。
- ・ヒアリングの詳細については、別途通知する。

### (3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、一次審査を通過した企画提案者全員に対して文書により通知する。

## 10 契約

契約については、選定された契約候補者と委託者の間で詳細を協議のうえ、締結するものとする。

なお、この協議により、企画提案内容の一部を変更することがある。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合や契約候補者との協議が整わない場合は、委員会での審査において次点とされた者と交渉する場合がある。

なお、契約は委託者と締結するものとし、その手続きは、札幌市契約規則を適用する。

## 11 評価についての申し立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

## 12 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本説明書に定める手続以外の手法により、委員会の委員又は市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本企画競争の手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

## 13 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 委員会が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと、及び、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

## 14 その他留意事項

- (1) 本企画提案に係る一切の費用については提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (4) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 令和 5 年第 2 回定例市議会にて補正予算の全部又は一部が議決されないときは、本企画競争を中止する場合がある。

## 15 問合せ先（事務局）

〒060 - 0002 札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地 7 ORE 札幌ビル 9 階

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課（施設整備担当）

TEL : 011-211-3045 FAX : 011-211-3046

HP アドレス :

<https://www.city.sapporo.jp/sports/keiyaku/documents/ippan2023/proposal1.html>

メールアドレス : sports-shisetsuseibi@city.sapporo.jp